

習志野市議会議員 清水 大輔様

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と

船橋市・八千代市・習志野市上空通過に反対する陳情書

2021年11月15日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槇子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

電話

【陳情趣旨】

陸上自衛隊のV22オスプレイが木更津駐屯地に昨年7月から今年の5月にかけて7機配備され、あと10機が配備される計画です。基地上空で飛行訓練が行われました。

昨年8月に北関東防衛局は関東一帯の上空で操縦訓練を行うことを想定していると発表しています。さらに防衛省は、「早朝・夜間・低空の飛行訓練なども、やむを得ず住宅地、病院などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」と表明しています。木更津駐屯地のオスプレイは8月に茨城県の百里基地に、9月に静岡県東富士演習場に飛行、離着陸の訓練を行っています。12月以降には群馬県相馬原演習場での訓練開始を表明しています。私たちはなによりも木更津駐屯地にオスプレイが恒久的に配備されること、習志野演習場での訓練開始を強く危惧しています。

オスプレイは製造段階から事故を繰り返し欠陥機と言われ、何回も墜落事故や緊急着陸を繰り返しています。また騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪います。米軍のオスプレイは山形空港に緊急着陸し理由も明かさず飛び去りました。また青森県の小川原湖で超低空訓練を強行しています。沖縄では部品を落下させ、仙台空港にも緊急着陸しています。毎月のようにトラブルが発生しています。

習志野市、船橋市、八千代市の3市市長はオスプレイが3市市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に防衛省から3市市議会及び地元住民に対し、オスプレイの飛来や運行のあり方、機体の安全性、生活環境への影響等について十分説明するよう、要請しています。私たちはオスプレイの訓練と3市上空通過に強く反対しています。

議会から市長に対して以下の2つの事項を要請して下さるよう陳情します。

【陳情事項】

1. 市として、防衛省にオスプレイの訓練について、市民の不安を払拭するためにも公開の場で説明会を実施するよう要請してください。
2. 防衛省に対して、オスプレイの習志野演習場での降下訓練は行わないよう要請してください。



「習志野市市民プラザ大久保」に関する指定管理者選定議案について、
新規参入者の選定の否決等を求める請願。

紹介議員

佐野 三人

奥 重則

谷岡 隆

宮内 一夫

藤崎 ちさこ



「習志野市市民プラザ大久保」に関する指定管理者選定議案について、
新規参入者の選定の否決等を求める請願

請願趣旨

「習志野市市民プラザ大久保」に関する指定管理者選定議案の審議に際して、当施設の開設の経過と、現在指定管理を受託している一般社団法人 あったか大久保ひろば(以下「当法人」と言います。)の設立経緯と実績を充分調査するとともに、慎重審議し、別途請求している「審査請求」の結果が出るまで継続審査として保留し、最終的に新規参入者の選定議案を否決し、当法人を継続して指定管理することを、以下の理由により請願します。

理由 1

習志野市市民プラザ大久保(以下「当施設」と言う。)の開設は、平成13年当時市が進めていた「まちづくりパートナーシップ新世紀事業」により、大久保地区ではまちづくり会議有志による「ほっと・はーと・おおくぼ」を立ち上げ、市民・行政・専門家による協働作業を3年間行い、地域の活性化・町おこしの拠点となるパートナーシップ施設設置の検討を行ったことが発端となった。

その後、市はこの公の施設の設置・管理運営を市民と協働で検討すべく、市社会教育課が事務局となり、当時の地元連合町会、大学、社会福祉協議会大久保支部関係者、その他市民有志が構成員となった「大久保地区パートナーシップ施設運営委員会設立準備会」を設置し、数次に亘り開催して、指定管理の受け皿となる法人の定款や施設の名称、業務内容、指定管理の協定内容等を検討し、この検討案が基となって一般社団法人 あったか大久保ひろば(以下「当法人」と言います。)が設立されるとともに、指定管理の業務内容が決定され、平成24年3月に当法人が一団体指定により指定管理の受託団体となって、業務が開始された。

また、財源等の問題から、当該国有地を市が買い受け、土地を無償で使用させる代わりに、医療法人が高齢者施設と公の施設の複合施設を建設し、市が無償で公の施設を使用する形式がとられた。

よって、当法人は、開設当初から当施設の指定管理の受託団体となるべく設立されたもので、当法人の定款には「当法人は非営利事業者として活動します。」「指定管理者として、地域の教育機関、医療機関、商店街、町会、消防団などとも連携し、世代交流、文化交流、地域の福祉などを通じて、生涯に亘り知的・身体的に健康かつ安全にすごせる環境を作るための中核として運営し

ます。」「指定管理者として施設の中核であるギャラリー及び音楽スタジオを活用し、心豊かな文化を提供します。」などと記載されている。

当法人は、設立当初の設立趣旨及び理念を実現すべく、地元大学、高校、歴史等の専門家、各種ボランティア団体、障害者支援団体、社会福祉協議会大久保支部、町会・自治会、商店会、地域市民ボランティア、などの協力により、独自の自主事業として様々な事業を展開し、併せて、市民活動の拠点、高齢者や子供、学生等の居場所として10年間の実績を積み上げ、今や地域にとって無くてはならない施設となっている。

これらの特色のある事業展開は、当法人の岡田代表理事を中心とした地域の様々な人脈、日常のつながり、10年間の積み上げの中で実現できているものであり、地域とのつながりの無い民間事業者では到底望むべくもなく、単なる部屋貸し業になってしまい、それは今までの取り組みを台無しにするもので、地域にとって大きな損失となる。

以上述べた、当施設の開設から現在までの指定管理の経緯と実績から、当法人は、習志野市公の施設に係る指定管理者指定管理手続き等に関する条例(以下「条例」と言う。)第4条に定める「指定管理者として最も適当と認める団体」と言え、併せて、当施設の指定管理は、条例第5条第1項第1号に定める「当該施設の性質、目的、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。」に該当し、当法人を一団体指定すべきところ、市が公募を行ったことは、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効率的に達成するため」(平成22年12月28日付け総行経第38号総務省自治行政局長通知)という、指定管理者制度の趣旨に反し違法である。

また、当施設の指定管理は、当初所管である社会教育課により5年間は一団体指定で行なわれていたが、平成28年に当法人と何らの協議も説明も無く、当施設の所管が協働政策課となり、当施設がコミュニティセンターに位置づけられるという重大な変更が行われるとともに、公募による指定管理者の選定を行うという行為が一方的になされた。この公募による選定で1回目は他に参入者が無かったが、今回他の参入者があり、当法人が選定から漏れたものである。

これらの行為は、市と市民が協働で作り上げた当施設と当法人の設立の意義を否定するものであり、これまでの市と市民の協働と実績を無視した重大な瑕疵があり、信義に反するものであり、到底受け入れることはできず、その損失は計り知れない。

理由 2

指定管理者の選定は、処分庁が定めた「管理を行う公の施設の事業計画書（様式 5-1）等による評点方式により選定が行われるが、非営利団体である当法人は地域の方々の善意で運営しており、一般企業と比べると財務状況は劣り、実際の管理運営を基に実現可能な範囲での事業計画書を提出せざるを得ない。一方、新規に参入を目指す事業者は、実際のような制約とは関係なく、自由に事業計画書を作成することができ、また、実現性を判断することも書面上の推測にとどまり、実際に実施するかどうかは分からない。つまり、絵にかいた餅であっても、上手に描かれていれば、食べられなくとも高評価を得られるのである。

よって、現実に管理運営を行っている非営利団体と新規参入事業者を同一の評価基準で審査することは、新規事業者に有利となり不公平であり、評価基準自体が不適正である。

理由 3

条例施行規則第 5 条では、指定管理者候補者選定委員会の設置及び選定委員会の 構成員として「副市長、政策経営部長、総務部長、当該施設の所管部長」が規定されているが、これらの方々は選定行為の中で最も重要であると考えられる応募者のプレゼンテーションに出席しておらず、（当法人の職員がプレゼンテーションに出席した際、出席者の紹介を受けたが出席していなかった。）、また、当施設の実地調査も 行った形跡は無い。

とすると、単に書面上の審査若しくは、部下職員からの報告等により選定を行ったとしか考えられず、このことは、選定委員会設置の意義を無視したものと云わざるを得ず、選定手続きに瑕疵が有り違法である。

請願項目

当施設に関する指定管理者選定議案の審議に際して、当施設の開設の経過と、現在指定管理を受託している当法人の設立経緯と実績を充分調査するとともに、慎重審議し、別途請求している「審査請求」の結果が出るまで継続審査として保留し、最終的に新規参入者の選定議案を否決し、当法人を継続して指定管理することを請願します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

令和3年11月15日

住 所 習志野市大久保4丁目2番11号

いっばんしゃだんほうじん あったかおおくほひろば

ふりがな 氏 一般社団法人 あったか大久保ひろば

だいひょうりじ おかだ みつまさ

代表理事 岡田 光正

電話番号

習志野市議会議長 清水 大輔 様

国に対して再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める

意見書の提出に関する陳情

【陳情の趣旨】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、人生のすべて、場合によっては死刑で生命さえ奪われる冤罪は国家による最大の人権侵害です。速やかに救済されなければなりません。しかし冤罪事件は後を絶たず、その救済に長い年月がかかっています。再審については刑事訴訟法第4編435条から453条に規定がありますが、冤罪被害者救済について、不十分であり、早期の再審法改正が求められています。

この間のマスコミ報道でも、足利事件、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院事件などで再審無罪判決が相次いでいます。袴田事件や大崎事件のようにやっと勝ち取った再審開始決定が検察官の不服申し立てによって取り消される事件も少なくありません。名張ぶどう酒事件の奥西勝さんは裁判の長期化の中で獄死しました。

このような、再審の状況を踏まえて、日本弁護士連合会は第62回人権擁護大会（2019年10月）で再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める決議を全員一致で採決しました。千葉県弁護士会でも再審法改正を求める会長声明（2021年2月）を発表しています。また、各新聞社も社説で再審法改正の必要性を主張しています。

この間、再審で無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や、警察が無罪方向の証拠を裁判に提出せず、隠していたことが明らかになっています。このような証拠隠しが誤った裁判の最大要因の一つです。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。冤罪をなくすには捜査機関手持ちの証拠をすべて開示させる制度が必要です。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官が不服申し立てをし、さらに裁判が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻る事態も繰り返され、冤罪被害者の救済が長期化し、深刻な状況となっています。有罪・無罪は再審の裁判の中で判断されます。仮に検察官に再審開始決定に対して不満があったとしても、この再審の裁判の中で主張できます。したがって、再審開始決定について検察官に不服申し立てを認める必要はありません。したがって冤罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止する必要があります。

【陳情項目】

以上の陳情趣旨をふまえ、再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正について、地方自治法99条の規定により、次の項目の内容を意見書として国に提出するよう陳情いたします。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。



習志野市議会

議長 清水 大輔 様

2021年11月15日

陳情者 日本国民救援会千葉県本部 習志野支部

支部長 吉田順平

連絡先 〒275-0026

習志野市谷津3-29-6-103

電話：

大阪府議会に倣い、習志野市議会でも「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議」を求める陳情

【陳情趣旨】

先般、千葉県を含む比例南関東ブロック選出の某野党国会議員（当時）による北朝鮮による日本人拉致問題について「日本から連れ去られた被害者というのはいもう生きていない人はいない」などという趣旨の暴言が吐かれ、これは記憶に新しいところです。この暴言に対し多くの国民県民市民をはじめ当人の属していた政党からも猛批判の声が上がりました。また、令和3年10月11日付大阪府議会での拉致に関する決議（表題の件）がなされ、習志野市でもこれに倣い、同趣旨の決議をする事が、今求められていると思います。

さて、1940年代後半から2000年以降にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は約900名近くいると言われていています。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の御家族により「特定失踪者家族会」が結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出されました。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が発出されました。児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、アニメ「めぐみ」の学校等における上映を促進するように、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められたところでもあります。

また、政府の拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に関与することが求められます。

よって、習志野市議会も、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、アニメ「めぐみ」の上映、

「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓いー奪還ー」及び映画「めぐみへの誓い」の視聴や、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加、拉致問題関連書籍を読むこと等を通じて拉致問題を知り、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進することが必要不可欠です。

【陳情項目】

表題の通りです。

*本陳情は令和3年10月11日付、大阪府議会の決議（文書）をベースに記しております。

令和3年11月15日

習志野市鷺沼台4-7-67

緒方直樹

習志野市議会議長 清水 大輔 様



「困窮した」として、自らの意思で生活保護を申請（権利を行使）し、受給しておきながら、生活保護法で課せられた「受給者の義務」を遵守せず、さらに卑劣な「高額不正受給（≒詐欺などの犯罪の疑いが濃厚）」を行い、かつその返還がおぼつかない世帯（者）等に対し、習志野市議会として、「法による鉄槌を下し、社会正義を実現すべき時が到来した」という認識に賛同を求める10枚組の陳情

*本陳情は大多数（下記）のまっとうな生活保護受給者の保護のため、逆に高額不正受給者を許さないことを主目的にしております。陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した8枚の数値資料（私の認識ではこの8枚の資料も陳情書の一部です）も併せて全10枚を一括してお取り扱い（公開）ください。また、委員会では議事録に残すため資料以外は朗読をお願いいたします。

【陳情趣旨】

生活保護とは困窮した国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。今般のコロナ禍の中で、生活保護の申請件数が増加していることが報道されているところです。実際、私の知人にも生活保護を検討せざるを得ない方も発現し、私のこれまでの生活保護に対する概念も変容する部分を実感しました。具体的には生活保護は最後のセーフティーネットであることと制度を受給する場合は、適正（権利と義務）にすべきことの重要性等の再認識です。

さて、習志野市でも令和2年度末時点で1825世帯（前年比103%）が生活保護を受給しておりますが、同時期において108世帯（前年比109%）が不正受給を行っております。不正受給額は同1億2850万円（前年比109%）ですが、令和元年度末時点では1億1770万円（前年比115%、前年+1521万円）と異常ともいえる伸長率を記録しております。不正受給世帯率は約6%（ $108 \div 1825 \times 100$ ）に達しており、この108世帯は正に習志野市の恥です。

*添付した資料中の不正受給世帯は全世帯がコロナ禍（令和2年3月頃）以前に不正受給を開始しておりますので、コロナ禍を理由とする不正受給ではないと思料されます。

このような不正受給世帯の不正受給金の返還状況、特に返還率は惨状を呈しており、これらの要因からか、不正受給者本人が非難されるのは当然として、他の大多数のまっとうな生活保護受給者に対して一般市民からの蔑視が一部にあるのも残念ながら事実です。不正受給者に対してはここ数年間、者によっては10年間以上返還状況等を注意深く見守りましたが、殆ど改善が見られません。それどころか上記及び添付の資料の通り不正受給は世帯数、金額共、次々に増える一方です。

【陳情項目】

生活保護受給世帯の約6%を占める不正受給者は、生活保護制度の信頼性を貶めるのをはじめ、

我々一般市民（受給者でない者）への、さらには社会正義（秩序）への挑戦者でもあります。そして何よりも、給付された金銭を基に清貧に努め、最低限度の生活を営んでいる大多数のまっとうな受給者（約94%）に対する挑戦者でもあると断じざるを得ません。

習志野市は約2年半前の平成31年2月6日付で「(今後は)不正受給に対して厳正に対処して参ります。」と市役所ホームページ等で明確に告知しております。

状況（不正受給金額やその返還推移等の惨状）ここに至るにつき、いよいよその一部、特に悪質な世帯（者）には「法による鉄槌を下し、社会正義を実現すべき時が到来した」と確信しております。どうかこの認識にご賛同くださいますよう伏してお願い申し上げます。

令和3年11月15日

習志野市議会第4-7号

緒方誠行

習志野市議会議長 清水 大輔 様



〔添付資料明細及び補足〕

・資料はすべて習志野市役所健康福祉部より受領したものです。

*非常に有意義かつ興味深い内容ですので、恐れ入りますが熟読、考察ください。

1. 平成29年度末時点での高額不正受給世帯（要返還金200万円以上＝ワースト15世帯）

*過年度返還状況等内訳はA, B, C, D（ワースト4世帯）のみ抜粋、2枚組です。

なお、本資料の「A世帯」と資料5（下記）の「通し番号31」は同一世帯です。

2. 平成30年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）

*過年度返還状況等内訳は①, ②（ワースト2世帯）のみ抜粋

3. 令和元年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）

*過年度返還状況等内訳はR元-①, R元-②（ワースト2世帯）のみ抜粋

4. 令和2年度中に新たに発覚した不正受給世帯（要返還金額ワースト5）

*過年度返還状況等内訳はR2-①, R2-②（ワースト2世帯）のみ抜粋

5. 資料表題の通り（不納欠損⇨不正受給に対する市による債権償却（放棄））

*なお、本資料の「通し番号31」と資料1（上記）の「A世帯」は同一世帯です。

市役所によると、「この方の不納欠損395,000円は1回目の不正受給に対するものでありA世帯の要返還額（＝2回目の不正受給分）には反映されません。」とのこと。この事からすると平成29年度末のこの方の不正受給額は750万円以上（711+39）と思料されます。

令和3年7月末時点で50代の女性ですが、かなりの強心臓の持ち主だと拝察します。

6及び7. 資料表題の通り

1-2)

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年7月末状況

単位 (円)

平成29年度末		令和3年7月末				
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
15世帯 (日本15)	49,299,107	554,000	610,500	658,500	161,500	47,314,607

(内訳)

単位 (円)

平成29年度末		令和3年7月末				
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
A世帯	6,935,500	12,000	16,500	16,500	7,500	6,883,000
B世帯	6,605,000	0	60,000	60,000	20,000	6,465,000
C世帯	4,513,846	240,000	240,000	240,000	80,000	3,713,846
D世帯	3,542,016	26,000	24,000	20,000	6,000	3,466,016
E世帯	3,428,295	0	0	0	0	3,428,295
F世帯	3,227,060	20,000	0	0	0	3,207,060
G世帯	2,775,679	0	0	0	0	2,775,679
H世帯	2,618,803	0	10,000	70,000	25,000	2,513,803
I世帯	2,567,829	0	0	0	0	2,567,829
J世帯	2,480,000	0	0	0	15,000	2,465,000
K世帯	2,377,660	0	0	0	0	2,377,660
L世帯	2,166,350	16,000	20,000	32,000	8,000	2,090,350
M世帯	2,023,465	0	0	0	0	2,023,465
N世帯	2,020,000	0	0	0	0	2,020,000
O世帯	2,017,604	240,000	240,000	220,000	0	1,317,604

単位 (円)

A			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成23年度	7,114,718	34,718	7,080,000
平成24年度	7,080,000	5,000	7,075,000
平成25年度	7,075,000	26,000	7,049,000
平成26年度	7,049,000	34,000	7,015,000
平成27年度	7,015,000	32,000	6,983,000
平成28年度	6,983,000	29,000	6,954,000
平成29年度	6,954,000	18,500	6,935,500
平成30年度	6,935,500	12,000	6,923,500
令和元年度	6,923,500	16,500	6,907,000
令和2年度	6,907,000	16,500	6,890,500
令和3年度	6,890,500	7,500	6,883,000

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H19.11
最終不正受給年月	H22.10
完済見込時期	未定

1-11)

平成29年度末時点生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年7月末状況
単位 (円)

B 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成26年度	5,055,000	225,000	4,830,000
平成27年度	4,830,000	250,000	4,580,000
平成28年度	4,580,000	300,000	4,280,000
平成29年度	6,680,000	75,000	6,605,000
平成30年度	6,605,000	0	6,605,000
令和元年度	6,605,000	60,000	6,545,000
令和2年度	6,545,000	60,000	6,485,000
令和3年度	6,485,000	20,000	6,465,000

性別	男
年齢	60代
状況	R3死亡
1件目	
不正受給開始年月	H23.4
最終不正受給年月	H24.11
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	H29.1
最終不正受給年月	H29.6
完済見込時期	未定

単位 (円)

C			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成24年度	5,404,400	0	5,404,400
平成25年度	5,404,400	0	5,404,400
平成26年度	5,404,400	170,554	5,233,846
平成27年度	5,233,846	240,000	4,993,846
平成28年度	4,993,846	240,000	4,753,846
平成29年度	4,753,846	240,000	4,513,846
平成30年度	4,513,846	240,000	4,273,846
令和元年度	4,273,846	240,000	4,033,846
令和2年度	4,033,846	240,000	3,793,846
令和3年度	3,793,846	80,000	3,713,846

性別	女
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	H20.3
最終不正受給年月	H24.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

D			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成21年度	3,573,106	0	3,573,106
平成22年度	3,573,106	90	3,573,016
平成23年度	3,573,016	0	3,573,016
平成24年度	3,573,016	0	3,573,016
平成25年度	3,573,016	0	3,573,016
平成26年度	3,573,016	1,000	3,572,016
平成27年度	3,572,016	0	3,572,016
平成28年度	3,572,016	8,000	3,564,016
平成29年度	3,564,016	22,000	3,542,016
平成30年度	3,542,016	26,000	3,516,016
令和元年度	3,516,016	24,000	3,492,016
令和2年度	3,492,016	20,000	3,472,016
令和3年度	3,472,016	6,000	3,466,016

性別	女
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H17.3
最終不正受給年月	H20.5
完済見込時期	未定

平成30年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位 (円)

平成30年度末		令和3年9月末				
世帯数	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	7,180,015	20,000	80,010	175,000	148,000	6,777,005

(内訳)

単位 (円)

平成30年度末		令和3年9月末				
世帯	未納額	平成30年度返還額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
①世帯	2,192,740	0	5,000	0	0	2,187,740
②世帯	1,906,125	0	24,010	120,000	60,000	1,702,115
③世帯	1,419,236	0	50,000	5,000	28,000	1,336,236
④世帯	835,651	20,000	0	0	0	835,651
⑤世帯	826,263	0	1,000	50,000	60,000	715,263

単位 (円)

①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	2,192,740	0	2,192,740
令和元年度	2,192,740	5,000	2,187,740
令和2年度	2,187,740	0	2,187,740
令和3年度	2,187,740	0	2,187,740

性別	男
年齢	40代
状況	存命
不正受給開始年月	平成29年4月
最終不正受給年月	平成30年6月
完済見込時期	未定

単位 (円)

②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
平成30年度	1,906,125	0	1,906,125
令和元年度	1,906,125	24,010	1,882,115
令和2年度	1,882,115	120,000	1,762,115
令和3年度	1,762,115	60,000	1,702,115

性別	男
年齢	70代
状況	存命
不正受給開始年月	平成27年10月
最終不正受給年月	平成29年7月
完済見込時期	未定

令和元年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位 (円)

令和元年度末		令和3年9月末			
世帯数	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	17,649,974	40,000	200,000	120,000	17,329,974

(内訳)

単位 (円)

令和元年度末		令和3年9月末			
世帯	未納額	令和元年度返納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
R元-①世帯	10,744,945	0	0	0	10,744,945
R元-②世帯	4,410,380	0	0	0	4,410,380
R元-③世帯	1,063,277	40,000	200,000	120,000	743,277
R元-④世帯	774,800	0	0	0	774,800
R元-⑤世帯	656,572	0	0	0	656,572

単位 (円)

R元-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	10,744,945	0	10,744,945
令和2年度	10,744,945	0	10,744,945
令和3年度	10,744,945	0	10,744,945

性別	男
年齢	50代
状況	存命
不正受給開始年月	平成26年12月
最終不正受給年月	令和元年11月
完済見込時期	未定

単位 (円)

R元-② 2件			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和元年度	4,410,380	0	4,410,380
令和2年度	4,410,380	0	4,410,380
令和3年度	4,410,380	0	4,410,380

性別	男
年齢	40代
状況	存命
1件目	
不正受給開始年月	平成26年6月
最終不正受給年月	平成26年6月
完済見込時期	未定
2件目	
不正受給開始年月	平成26年7月
最終不正受給年月	平成30年7月
完済見込時期	未定

令和2年度発生生活保護法第78条徴収金未納者の令和3年9月末状況

単位 (円)

令和2年度末		令和3年9月末		
世帯数	未納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
5世帯 (日本5)	12,281,347	475,072	50,000	12,231,347

(内訳)

単位 (円)

令和2年度末		令和3年9月末		
世帯	未納額	令和2年度返納額	令和3年度中返納額	未納残額
R2-①世帯	4,246,963	172,072	30,000	4,216,963
R2-②世帯	2,513,057	20,000	0	2,513,057
R2-③世帯	2,048,992	0	0	2,048,992
R2-④世帯	1,956,101	10,000	20,000	1,936,101
R2-⑤世帯	1,516,234	273,000	0	1,516,234

単位 (円)

R2-①			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	4,419,035	172,072	4,246,963
令和3年度	4,246,963	30,000	4,216,963

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H30.8
最終不正受給年月	R2.9
完済見込時期	未定

単位 (円)

R2-②			
	年度当初額	返還額	年度末未納額
令和2年度	2,533,057	20,000	2,513,057
令和3年度	2,513,057	0	2,513,057

性別	男
年齢	60代
状況	存命
不正受給開始年月	H29.12
最終不正受給年月	R1.9
完済見込時期	未定

令和3年11月4日
習志野市役所健康福祉部生活相談課

不正受給者における過年度不納欠損の令和2年度末時点の生活保護受給状況の資料

年度	通し 番号	欠損処理額	不納欠損者を含む世帯の令和2年度末保護状況等										
			保護の有無	世帯主と欠 損時世帯主 との続柄・	初度不正受 給年月	金額	最新不正受 給年月	金額	累積不 正受給 件数	性別	年齢	状況	
H26年度	1	19,505	無							男	60代	H21死亡	
	2	1,714,125	無							女	50代	存命	
	3	370,500	無							男	70代	不明	
	4	688,745	無							女	50代	不明	
	5	428,387	無							女	60代	存命	
	6	1,961,042	無							男	70代	H25死亡	
	7	284,659	有	本人・日本		保存期間経過			1	男	60代	R3死亡	
	8	773,100	無							男	70代	存命	
H27年度	9	2,440,000	無							女	70代	H23死亡	
	10	745,000	無							女	60代	H23死亡	
	11	2,415,616	無							男	50代	不明	
	12	708,500	無							男	20代	不明	
H28年度	13	58,128	無							男	50代	不明	
	14	2,043,080	有	本人・日本		保存期間経過			2	女	60代	存命	
	15	770,000	無							男	60代	H24死亡	
	16	1,166,774	無							男	70代	不明	
H29年度	17	395,072	無						女	50代	存命		
H30年度	18	350,000	無							男	70代	不明	
	19	117,815	無							男	60代	不明	
	20	73,692	無							男	50代	H29死亡	
	21	215,875	無							男	60代	不明	
	22	316,690	無							男	60代	H25死亡	
	R1年度	23	65,929	無							男	70代	H26死亡
		24	191,794	無							女	40代	不明
		25	330,000	無							男	40代	H27死亡
		26	333,459	無							男	60代	H26死亡
	R2年度	27	884,404	無							男	60代	不明
28		45,000	無							男	60代	H27死亡	
29		123,429	無							女	50代	存命	
30		303,468	無							女	80代	H31死亡	
31		395,000	有	本人・日本		保存期間経過	H19.11	7,114,718	2	女	50代	存命	
32		427,738	無							男	80代	H27死亡	
33		473,300	無							男	60代	不明	
34		908,765	無							男	70代	存命	
35		1,187,529	無							女	40代	不明	
36		2,567,829	無							男	60代	H29死亡	

内訳

31			
年度	年度当初額	返還額	年度末未納額
H23	7,114,718	34,718	7,080,000
H24	7,080,000	5,000	7,075,000
H25	7,075,000	26,000	7,049,000
H26	7,049,000	34,000	7,015,000
H27	7,015,000	32,000	6,983,000
H28	6,983,000	29,000	6,954,000
H29	6,954,000	18,500	6,935,500
H30	6,935,500	12,000	6,923,500
R元	6,923,500	16,500	6,907,000
R2	6,907,000	16,500	6,890,500

- ・H24年度、H25年度につきまして、不納欠損関係の文書は、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・3名分の詳細に係る文書につきましても同様に、保存期間が経過したため、習志野市文書管理規定に基づき廃棄済みとなっております。
- ・No.7、14について、これ以降の78条徴収金の発生はありません。
- ・死亡者の年齢については、死亡時点の年齢です。

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成30年度末(令和元年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	令和元年度末(令和2年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	令和2年度末(令和3年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	2世帯 (フィリピン2) 981,731円	4世帯 (フィリピン3、ペルー) 1,983,676円	7世帯 (フィリピン3、ペルー1、 ブラジル1、韓国2) 2,285,083円
日本人世帯	92世帯 101,507,929円	95世帯 115,721,796円	101世帯 126,226,864円
合計	94世帯 102,489,660円	99世帯 117,705,472円	108世帯 128,511,947円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

※令和元年度より増加したフィリピン世帯は日本人配偶者の死去により、世帯主がフィリピン人に変更したため。
その他の増加(ペルー1、ブラジル1、韓国2)は各年度新規発生分。

平成30年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	令和元年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	令和2年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 96,538,707円	47世帯 102,465,923円	50世帯 102,140,980円
1,712世帯 3,442,207,747円	1,726世帯 3,558,912,658円	1,775世帯 3,666,477,126円
1,755世帯 3,538,746,454円	1,773世帯 3,661,378,581円	1,825世帯 3,768,618,106円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯(フィリピン) 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成30年度	5世帯 1,074,072円	日本人世帯 5世帯 1,074,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
令和元年度	5世帯 1,805,586円	日本人世帯 5世帯 1,805,586円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
令和2年度	9世帯 6,432,058円	日本人世帯 9世帯 6,432,058円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

モデル世帯	生活保護費基準額(円)		
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類+第2類	73,590
	住宅扶助費		46,000
	冬季加算(11月~3月)		2,630
	計(住宅・冬季含む)		122,220
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類+第2類	115,890
	住宅扶助費		55,000
	冬季加算(11月~3月)		3,730
	計(住宅・冬季含む)		174,620
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	140,710
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	母子加算		23,600
	小計		188,370
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
	計(住宅・冬季含む)		252,410
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	141,930
	児童養育加算		10,190
	小計		152,120
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,240
	計(住宅・冬季含む)		216,160
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類+第2類	163,470
	児童養育加算		20,380
	教育扶助費		3,680
	小計		187,530
	住宅扶助費		59,800
	冬季加算(11月~3月)		4,580
	計(住宅・冬季含む)		251,910

衆参両院に設置されている「憲法審査会」を定例的に開催し、憲法に係る審議を深めることを求める意見書の国への提出を求める陳情

【陳情趣旨】

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関であり衆参両院に設置されています。

さて、憲法改正の国民投票で商業施設に投票所を設けることなどを柱とした、改正国民投票法は、参議院本会議で、自民 公明両党のほか立憲民主党、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決され、提出から約3年を経て令和3年6月ようやく成立しました。審議会は随時開催可能と聞いておりますが、これが一部野党の強硬な反対により、殆ど開催されて来なかったことが成立までに約3年も要した第一要因と言われております。

東日本大震災級の大規模災害等に対応するための緊急事態条項の創設や己の命を賭して国家・国民の生命を守る自衛隊を違憲とする国民がいる以上、自衛隊の根拠規定を憲法に明記することなど、審議すべき案件は他にも多々あり山積しているのが実態です。

憲法改正に反対する一部野党がいるのも事実ですが、審査会を開催すらさせない又はしないというのは国民無視であり論外です。

今後はその場（審査会）で意見を述べて頂きたいと思っております。

【陳情項目】

表題の通りです。

今後は定例的に開催し、いわゆる改憲派、加憲派、護憲派等を中心に、憲法に係る審議（議論）を可及的速やかに深めることを望みます。

令和3年11月15日

習志野市党沼台4-7-17

緒方直行

習志野市議会議長 清水 大輔 様

